

平成28年2月定例会 常任委員会

総務委員会

委員長名	勅使河原正之
委員会開催日	平成28年3月7日(月)、9日(水)、10日(木)、 14日(月)、15日(火)、22日(火)
所属委員	〔副委員長〕星公正 〔委員〕 水野さちこ 椎根健雄 円谷健市 宮川えみ子 渡辺義信 満山喜一 斎藤勝利 西丸武進



勅使河原正之委員長

- (1) 知事提出議案：可 決…34件
：承認…1件

[※知事提出議案はこちら \[PDF\]](#)

- (2) 議員提出議案：可 決…2件

[※議員提出議案はこちら \[PDF\]](#)

- (3) 請 願：採 択…1件

[※請願はこちら \[PDF\]](#)

(3月 7日 (月) 総務部)

宮川えみ子委員

総の7ページ、県庁舎整備費と25ページの繰越明許費は、県庁舎整備の変更だと思うが、詳細を聞く。

施設管理課長

総の7ページの県庁舎整備費3億901万2,000円の減額は、今年度の予算執行残分の年間所要見込みによる減額補正であり、警察本部庁舎の建設工事において、土壌の搬出処分経費が少なくなったことや、本庁舎の耐震改修工事、北庁舎の工事の年間所要見込みに基づくものである。

25ページは繰越明許費の補正であり、トータルの予算ではなく、今年度終了を予定していた出来高が上がらない部分を、次年度に繰り越すものである。

宮川えみ子委員

搬出費用が少なくなったというのは、受け入れてくれるところがあったと理解してよいか。

施設管理課長

ほかへ持って行って処分する必要がないということである。ほかで受け入れるのではなく、敷地内で完結するという意

味である。

宮川えみ子委員

総の9ページ、訟務費について説明願う。

部参事兼総務課長

訟務費については、県が訴訟を提起したり応訴する際にかかる費用として、弁護士等に対する報酬及び一部賠償金等を計上している。

現行で2,166万7,000円ほどだが、年度内に税務関係その他訴訟関係の執行が見込まれることを踏まえ、今回641万3,000円の増額補正を計上している。

宮川えみ子委員

総の11ページ、宝くじ収入の減額は、単に売れなかったということか。

部参事兼市町村行政課長

想定より売り上げが少なかったことが要因である。

宮川えみ子委員

総の14ページ、私立学校振興助成費が全体的にマイナスだが、見込みより生徒数の減少が大きかったのか。

説明11の施設整備に係る貸付金が出回っているのもその関連か。

15の高等学校等就学支援金がマイナスとなったのは、宣伝不足が原因ではないのか。以前、制度をわからない方がいた。該当生徒がいるのに本人がわからないということはないのか。

16の緊急スクールカウンセラー等派遣事業の減額だが、スクールカウンセラーの人数が少ないことが問題になっているのに、減額はそれとは反対の結果である。その辺の説明を聞く。

私学・法人課長

1の私立学校運営費補助金が1億7,000万円余減になっているが、これは、この事業に含まれる被災児童生徒の授業料減免部分の減額が大きい。対象生徒の見込みが減ったこと、特に、高等学校就学支援金の低所得者層への加算が充実したことが関係している。必要な方には基本的に全て対応している。

11の私学振興会の貸し付けの減は、各学校の施設整備の希望を聞いて予算計上したが、学校側の整備スケジュールにおくれが出るなどで不用になったことによる減である。

15の高等学校等就学支援金は、当初の見込みより必要な生徒数が少なかったことによるもので、宣伝不足ではない。昨年度から新しい制度に移行して見込みが難しかった部分もあり、確保した予算より必要な生徒が少なかった。

16の緊急スクールカウンセラー等派遣事業も、学校から依頼があったものについては基本的に対応しているが、当初見込んだ数より要望が少なかった。

宮川えみ子委員

今まで該当しなかった子供も該当するようになるなど、制度充実の周知が徹底されていけばよいが、今、格差やスクールカウンセラー不足の問題が出ている。十分な対応がされているのか、説明願う。

私学・法人課長

高等学校等就学支援金については、全ての学校で、担任を通して生徒の理解を確認しており、生徒には十分周知されている。

緊急スクールカウンセラー等派遣事業は、利用した学校数は当初想定よりもふえている。派遣された回数が減ったために予算が減になったが、十分に活用されていると考えている。

宮川えみ子委員

スクールカウンセラーを希望する学校がふえたのに、費用が減るといのはどうなのか。希望する学校がふえたのなら、費用は予定よりかかると見るのが普通だと思うが、その点どうか。

私学・法人課長

スクールカウンセラーについては、実際に学校に派遣する回数に応じて費用がかかってくる。学校数としてはふえているが、学校側で派遣を求める日数が合計で減ったため、経費が減になった。

宮川えみ子委員

総の16ページ、公立大学法人支援費は、県立医科大学の貸付金が手術室の問題で繰り延べになったとのことだが、その要因は何か。

私学・法人課長

医科大学の貸付金の減は、手術等の内容の検討において、なるべく経費を節減するよう計画したこと、また、国際医療科学センターの整備スケジュールとの関係で、今年度予定していた手術室の整備事業を来年度に繰り延べることになったことなどによる。

宮川えみ子委員

総の37ページ、県税歳入の補正について聞く。

個人県民税の現年度課税分は、今まで申告期限延長になっていたものが終わったので、その分も入っているとのことだが、申告期限延長の終了によりどれだけ申告額がふえたかわかるか。

税務課長

個人県民税の収入額で25億5,600万円ほど増額補正をしているが、内訳は、個人住民税等の中の個人県民税所得割の増が6億7,300万円、株式を持ち配当を受けている方の配当割の増が8億9,800万円、株を売ってもうけた方の株式譲渡割の増が9億8,500万円である。

ただ、個人県民税所得割の増の6億7,300万円のうち、相双管内で申告期限延長が平成27年3月31日で終わったことによる増が幾らなのかは、データがないので詳しいことは示せない。プラスの中に多く入っていること自体は間違いない。

宮川えみ子委員

単純比較はできないと思うが、前年度はどれくらいだったのか。

税務課長

前年度は、まだ申告期限が来ていなかったなので、ごく一部の方だけが申告している状況だった。その意味では、今回の

所得割の増加額が、申告期限延長措置の終了によって増加した額と考えてもらってもよい。

宮川えみ子委員

総の42ページ、議案第175号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例だが、平均的には、幾らぐらい上がるのか。

人事課長

行政職の平均は、勧告の際に出されたもので、平均年齢41.9歳で4万8,000円程度増加という試算である。率では、行政職で平均0.3%の改定率である。

宮川えみ子委員

41.9歳で、平均で額が4万8,000円、率が0.3%ということによいか。

人事課長

行政職給料表全体の平均の改定率は0.3%だが、若年層に重点を置いた引き上げなので、年代によって引き上げ幅は違う。

宮川えみ子委員

総の106ページ、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例だが、特別職は知事と副知事だけか。金額は幾ら上がるのか。

人事課長

今回の条例が適用になる対象者は、昨年12月1日現在、知事、副知事2名、病院事業管理者、常勤監査委員の5名である。額は、現在の支給額をベースに0.05月分の改定幅であり、全体で42万円程度の増加になる。

宮川えみ子委員

5人それぞれの額を聞く。

人事課長

内訳は、知事が9万5,000円程度、副知事が7万5,000円程度、病院事業管理者が6万5,000円程度、常勤監査委員が5万円程度である。

宮川えみ子委員

総の113ページ、任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の該当者数と平均改定額を聞く。

人事課長

今回のものは、高度の専門的知識、経験を有する特定の任期付職員であり、対象者は1名、弁護士である。引き上げ幅は1,000円、期末手当は0.05月分であるが、個別の額については説明を控えたい。

(3月 9日 (水) 総務部)

渡辺義信委員

総の16ページ、私立学校振興助成費の外国人学校振興事業補助金の補助先を聞く。

私学・法人課長

県内の朝鮮初中級学校が相手方である。

渡辺義信委員

本県議会は今議会冒頭、北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議を行った。その後、国連でも同様のことが起きたが、あの国はまた日本海に向けてミサイルを撃った。そういう状況下で、その国家に関連する学校に補助金を出すのが適切なのか疑問を感じる。

国際的な状況を踏まえ、この補助金に対して、どのような考えを持っているのか。

私学・法人課長

朝鮮学校に対する支援についてだが、県内にある朝鮮初中級学校は、日本の小中学校に準ずる9年間の教育を行っている。国籍を問わず、あくまでも福島で暮らす子供の教育条件の維持向上を図るという意味で、朝鮮学校へも運営を補助しており、私学助成の趣旨に鑑みて意義あるものと考えている。

一方、北朝鮮が行った核実験やミサイル発射などの動きについては、非常に遺憾であり、県議会の決議、社会情勢も重く受けとめている。

この補助金の支出に当たっては、これまでも学校の教育、運営状況について、書面または学校訪問により調査し、日本の学習指導要領に準じた教育を行っていること、補助金の使用が適切であることなどを確認した上で執行している。

今後、例えば予告なしで学校訪問を行う等、学校運営状況調査をより厳格に行うとともに、国の意向、社会情勢、他県の状況なども踏まえながら、適切に対応していきたい。

西丸武進委員

今年度は、知事直轄、生活環境部所管分の予算がそれぞれ当初で計上され、危機管理部新設後は補正予算で計上されており、平成27年度と28年度の総務部の当初予算をストレートに対比できる状況ではない。シフトがえにより、どういったものが総務部の所管事項に加えられたのか。

部参事兼総務課長

昨年2月定例会の平成27年度当初予算審議の際には、知事直轄、生活環境部それぞれで予算計上し、4月1日に新たに危機管理部が設置されたので、予算のつけかえを行い、総務部においては、知事直轄と従来の総務部の予算を合体してスタートした。

総務部は、28年度に2,723億円ほど予算計上しているが、27年度は、知事直轄と従来の総務部の合計で、2,960億円ほどの予算でスタートしており、前年度対比では8%ほど減っている。

西丸武進委員

どういう款項目節が知事直轄、生活環境部から総務部へ回ってきたのか。

部参事兼総務課長

従来の知事直轄に係るものは、現在、知事公室が担当しており、その主な費用は、総の4、5ページの広報広聴費の7億9,000万円ほどで、この中に、刊行物の発行、戦略的情報発信事業等が計上されている。

一般事務経費は、総の2ページの下の方の159万4,000円であり、知事公室内の一般管理経費等についてそれぞれ計上されている。その2つ上には、秘書事務費として2,673万8,000円ほど、秘書に係る事務経費等を計上している。

西丸武進委員

総務部の予算書の中で、知事直轄、生活環境部から加わったものはどの款項目節なのか表示してほしい。それがないと見てもわかりづらい。これは委員長に、要望として受けとめてもらいたい。

総の2ページに同じ一般事務費の事項、説明が並んでいる。なぜこういう仕分けをしているかわからないし、中身もくみ取れないので、補足説明を求める。

部参事兼総務課長

総務部においては、知事公室等を含め、各総室に係る関連予算を明確に区分して計上しており、事項でも区別できるように工夫している。

勅使河原正之委員長

例えば、総の2ページの一般事務費だが、すぐ下にも一般事務費がある。この違いは何か。

部参事兼総務課長

上の一般事務費は財務総室に係るものであり、1一般管理経費は部局事業調整費や他県等から派遣を受けた応援職員に係る借り上げ公舎、人件費に相当する負担金等、2一般事務経費は、総務部内の公用車のメンテナンス経費、議案等の印刷経費、賃金支弁職員の雇用経費等を計上している。

その下の一般事務費は、知事公室に係るものであり、通常の管理に要する経費を計上している。

一般事務費という事項名で並んでいるが、各総室において計上した経費を区分して明確にわかるように工夫している。

西丸武進委員

説明を加えられることによって我々も理解できる。羅列されたままでは理解できない。先ほど要望として述べたが、わかりやすくしてほしい。

総の5ページ、文書費に行政不服審査制度運営業務として182万7,000円計上されているが、今までは、文書費として予算計上していなかった。これはどういう目的で予算計上したのか。

文書法務課長

これは新規で計上しており、行政不服審査会の設置に関しての委員の報酬、旅費等の経費である。

西丸武進委員

総の9ページ、地方振興局費について聞く。

地方振興局には復興支援・地域連携室があり、そこで調整事業費が組まれていたと思うが、今回はあくまで事務経費のみの計上で、連携調整費は割愛されている。これは何か意味があるのか。

部参事兼総務課長

復興支援・地域連携室は、地域振興、地域課題の解決に係る総合調整や震災後の平成23年9月に追加された市町村の復興支援等に関する業務を担っている。

地方振興局の連携事業調整費は、27年度は各振興局単位で100万円ずつ、計700万円の事業費を総務部で計上し事業を実施していたが、28年度は、庁内で予算編成の見直しがあり、地域創生総合支援事業として読みかえをして、基本的に企画調整部が予算編成し所管した上で、これまでと同様に地方振興局が事業を実施することになったため、ここには100万円に相当する部分は出てこない。

西丸武進委員

平成27年度まで総務部で予算計上されていたものが、企画調整部に移ったということか。

部参事兼総務課長

本庁としては企画調整部が所管することになったが、同じ予算額で各地方振興局が事業を執行していく

。

西丸武進委員

内部で自由に組みかえするのか。今までは振興局費の中に明確に計上されていて、誰が見てもわかった。企画調整部との関係が強くなったということなのか。

部参事兼総務課長

地方創生、地域創生として、平成28年度から本格的に事業を実施する中で、それに呼応して県も一体的に事業を推進するとの概念のもと、事業を一旦見直した。

地方振興局は、総務部が全て予算を編成しているわけではなく、企画調整部や商工労働部等、所管する本庁部局が予算計上した上で、地方振興局で事業を実施する仕組みになっている。

西丸武進委員

そういう説明は、本当は予算説明時にしてほしい。総務部の予算から消えて企画調整部で計上しているとの説明がなければ、前の予算と対比できないことを踏まえてほしい。

宮川えみ子委員

地方創生の一体的概念のもとで、企画調整部を通じて地方振興局に行くということは、使い方に一定の縛りが出てくるのか。

部参事兼総務課長

企画調整部は、過疎・中山間地域集落活性化事業等、地域に関係する事業を多々実施しており、それと総務部で平成27年度まで計上していた予算を深く連携させながら一体的に行っていく。大きな意味での地域創生という概念の中で運用するということである。

宮川えみ子委員

総の3ページ、人事管理費の庶務業務集中処理化推進事業について、詳しく説明願う。

職員業務課長

庶務業務集中処理化推進事業については、1億4,954万8,000円のうち、約5,200万円が庶務システムの運用保守経費である。そのほか8,500万円が外部人材委託経費、残り1,100万円程度が給与入出力データシステムの運用経費である。

宮川えみ子委員

外部人材委託とはどのような委託か。通常の委託とイメージ的に違うものか。

職員業務課長

庶務業務集中処理化は、従来各所属で行っていた庶務業務を、平成23年1月から一括集中処理化したもので、定型的な申請の形式審査や入力業務等、軽微あるいは補完的な業務について外部委託し、省力化を図っている。

宮川えみ子委員

これは年々拡大されているのか。

軽微というが、今、秘密保持や保守管理が問題になっている。外部にいろんなことが漏れないようにするチェック対策はどうなっているのか。

職員業務課長

個人のプライバシーに関する部分なので、委託契約を結ぶ際に、個人情報保護に関する仕様を定めている。数社でプロポーザルを行い、審査の上一番適切なところに委託している。

具体的には鍵のかかるロッカーの設置や、システムへの入力、ファイルサーバーへのアクセス職員を限定するなどの対策をとっている。

宮川えみ子委員

平成27年度と比べて委託の部分はふえているのか。

職員業務課長

若干、人事単価、賃金単価がふえているため、その部分は増加している。

宮川えみ子委員

その下に赴任旅費があるが、これは県職員の赴任旅費と解釈してよいか。

人事課長

この赴任旅費は、人事異動に伴う赴任旅費、新採用職員の赴任旅費、他県からの応援職員、派遣職員の赴任旅費で構成されている。

宮川えみ子委員

総の4ページ、職員厚生費に各種健康診断事業があるが、震災後、業務が大変になり、精神的疾患による職員の休職が高いレベルで続いている。精神的な健康診断は何か行っているのか。

福利厚生室長

職員の健康管理については、復興再生業務の長期化に伴い、心身面に十分配慮しながら取り組んでいく必要があると認

識している。

特に、メンタルヘルスケアが非常に重要であるので、職員の意識の啓発、教育、メンタル不調者の早期発見・対応、メンタル不調による長期休業者の職場復帰、再発防止を対策の柱として、若手、管理職向けの各種研修会の開催、専門医師、臨床心理士などによる各種相談窓口の設置、さらには各職員に対するストレスチェックの実施などにより、自分のストレス度をきちんと把握してもらうことで幅広く対策に取り組んでいる。

宮川えみ子委員

総の8ページ、公社整備費の他県等応援職員用公舎整備事業について、具体的に説明願う。

施設管理課長

これは相双地域に応援で来てもらっている職員のための公舎である。一時的なものなので、既存の公舎ではなく、平成24～25年度にかけてリース物件として建物を建て、それを県が借り上げ入居してもらっている。南相馬市原町区の44戸分の次年度分リース料等の経費を計上している。

宮川えみ子委員

整備事業とはなっているが、今借りている建物44戸分の純粋なリース代と理解してよいか。

施設管理課長

そのとおりである。

宮川えみ子委員

総の12ページ、市町村行財政費の被災市町村に対する人的支援事業というのは、どのような内容か。

部参事兼市町村行政課長

今回の震災で被災市町村の職員が不足していることに関連して、県でいろいろな支援を行っているもので、本県、宮城県、岩手県の3県合同で、全国の都道府県庁、市長会、町村会を訪問して、被災市町村への職員の派遣をお願いする要請活動費や被災市町村が職員を確保するための試験の合同説明会を県で取り持って実施する経費、被災市町村派遣職員のメンタルヘルス研修会の実施費用等が予算の中に含まれている。

宮川えみ子委員

総の16ページ、私立学校振興調整費の5私立高等学校就学支援事業の予算が平成27年度と比べて結構ふえているが、要するに大変な子供たちがふえたと理解してよいか。

私学・法人課長

これは高等学校に係る国の制度である就学支援金を活用しても授業料がまだ残る方、低所得者層の部分について、さらに授業料を減免するため県単で措置しているものである。

高等学校就学支援金の加算が平成26年度からふえ、学年進行でだんだんふえてきているため、この就学支援事業が必要な部分が一部減っている。27年度に比べ28年度は逆に減額になっている。

宮川えみ子委員

一人一人に対しては、充実しているとの理解でよいのか。
該当する子供の数は、どれくらい減っているのか。

私学・法人課長

低所得者層に対する授業料減免等の支援は、充実してきている。
今回の予算措置で該当する生徒数は、平成27年度当初では1,300名程度を想定していたが、来年度は900余名と300数十名程度減少すると見込んでいる。

宮川えみ子委員

緊急スクールカウンセラー等派遣事業は、私立学校の要望に100%応えられる予算になっているのか。

私学・法人課長

来年度の当初予算措置に当たっては、各学校に要望を聞き、それに沿って措置しており、要望には基本的に応えらえると考えている。

宮川えみ子委員

総の18ページ、会津大学費の歳入で地方創生の深化のための新型交付金があるが、この新型交付金を使う際の条件はどのようなものか。
また、負担率2分の1の説明及び会津大学費の歳出説明1から6までで、使える項目はどれか説明願う。

私学・法人課長

地方創生の深化のための新型交付金は、地方創生を進めていくための取り組みに限られ、歳出説明の中では、4 会津大学 I T 起業家育成事業、5 課題解決型人材育成モデル事業の2事業を想定している。
4 会津大学 I T 起業家育成事業は、学生及び一部社会人も含めて、地元で起業していく方を育てる取り組みを一層進めていく事業、5 課題解決型人材育成モデル事業は、地域の企業課題に大学が I T 面から応えていく中に学生が参加することで、学生がいろいろな地域課題に実地に触れる中から地域への就職につなげていく事業であり、いずれも地方創生につながるものである。

宮川えみ子委員

1,851万円の交付金の2分の1を、4と5の事業に該当させると理解してよいか。

私学・法人課長

その理解でよい。

椎根健雄委員

総の9ページの県外事務所費で、4事務所のうち東京事務所費だけが増額となっている理由を説明願う。

部参事兼総務課長

東京事務所は、平成27年度対比で194万5,000円ほどふえている。

震災以降、知事、副知事の2役を中心に、国、関係機関等への要請、要望活動が活発に行われているが、東京都内の移動の際には、ハイヤーを借り上げて機動的に動くことが必要になるため、ハイヤーの借り上げ経費を計上している。

宮川えみ子委員

他県からの応援職員は、部長から現時点で180名程度の派遣を受け入れる予定との説明があったが、昨年知事会に要望した人数は137人で、今回は124人である。

5年の集中復興期間という節目はあると思うが、本県における職員不足はまだ非常に深刻で、原子力発電所のこともあり、宮城県、岩手県に比べ、もっと大変な状況があるのではないかと。

実際に、長期病気休暇人数も高どまりになっているし、超勤は全体的に減ったとはいえ、部署によっては相当大変なところもある。組織改正や浜地域農業再生研究センターの開設等、業務もふえている。なぜ、知事会に要請した分が去年と比べて13名少なかったのか。

勅使河原正之委員長

宮川委員に述べる。

今の質問については、一般的事項で答弁を求めるとしたい。今は議案に対する質疑であるので、予算上の質疑に集中したい。

宮川えみ子委員

今の質問は、一般的事項で行うこととする。

椎根健雄委員

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例について聞く。

国の認定を受けた地方活力向上地域は、地域再生法のもとに指定される地域だと思うが、これは福島県全体と考えてよいのか、それとも福島県の中の一部の地域なのか。

税務課長

この条例のもとになっている地域再生法の地域再生計画については、企業立地課が本年1月26日に国に申請している。59市町村のうち、双葉町、大熊町、金山町を除く56市町村で申請をし、3月中には認定が受けられる予定と聞いている。

宮川えみ子委員

関連で聞く。

本社機能が移転された場合は税金が安くなるという内容だと思うが、調査・企画部門や情報処理部門等、いわゆる本社機能を有する事業所とは、例えばどういう会社か。

税務課長

条例では、風俗営業を除いた全ての業種が対象になる。全ての業種の調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、管理業務部門のいずれか一部が福島県に来ればよい。研究所や研修所でもよい。

ただ、例えば、東京23区以外から来る場合は、福島県内で10人以上雇用するという縛りがある。10人以上雇用し、企業立地課で計画を認定すれば、不均一課税ができる仕組みである。

宮川えみ子委員

東京23区でなくても、10人以上雇えば全面的に該当するということか。

税務課長

東京23区から移してほしいというのが制度の一番の趣旨のようだが、例えば、宮城県や栃木県から来ても結構である。また、現在福島県内にある事業所の本社部門が10人以上雇用人数をふやして建物を増築する場合でもオーケーになる。

宮川えみ子委員

減税分は全面的に県の持ち出しなのか。国からの補填はあるのか。

税務課長

今回の条例の不均一課税は、一般的な不均一課税に該当するので、国から減収分の75%が交付税として戻る。特区や特措法は100%戻ってくるが、これは75%である。

宮川えみ子委員

東京23区以外の場合でも、県内に現存する事業所がほかの機能を移して10人以上雇用する場合でも、75%は来ると理解してよいか。

税務課長

今回の条例により減額した部分は、全て交付税の減収補填の対象になる。

宮川えみ子委員

見込み額はわかるか。

税務課長

幾ら減収となるかは、建物が建ってみないと算定は困難である。

星公正副委員長

部長説明に、平成28年度は多額な財源不足が見込まれたため、これまで執行した事業効果をしっかり検証したとあるが、検証したのは総務部だけか、それとも県全体の予算か。

財政課長

事業の検証は全庁的に行い、平成28年度予算編成では事務事業の見直しなどで、歳出として18億円ほど捻出した。

星公正副委員長

事務のやり方だけを見直すのか、それとも本当に効果があるのかわからないのか事業全体を見直して捻出したのか。

財政課長

両方である。同じ事業を実施するに当たっても、より効果的、合理的なやり方がないかどうか毎年度予算査定の中でいろいろと議論しているし、事務事業そのものについても、新陳代謝を一定程度図り、新しい事業の財源としなくてはなら

ないとの観点からも見直しを行った。

宮川えみ子委員

議案第151号、損害賠償の件だが、一部支払いされている額、この63億円余の計算根拠、代理人の費用、その後の請求方法、なぜ調停までやらなければならないのか、どういう理由で支払いが滞っているのか、どうして払わないのかについて聞く。

財政課長

これまで県の一般会計としては、110億1,100万円ほどを3回に分けて請求している。今回のADRでは、そのうちの1回目、平成24年7月6日に請求した63億2,500万円を対象としているが、このうち既に39億1,600万円、率にして61.9%ほどの支払いが進んでいる。

請求の主な内容だが、例えば23年度事業では、食品、空間、身体等さまざまな検査に4億,700万円強の事業費がかかっているし、震災がなければ必要がなかった原子力損害対策課、避難者支援課、県民健康調査課、除染対策課等新設された課の職員の人件費のほか、風評・風化対策として積極的な観光誘客等を行った分についても請求している。

代理人の費用だが、成功報酬として3%程度を見ており、今後ADRにどれだけの金額をのせるか、そこからどれだけから取れるかによって、費用は変わってくる。

事務的な交渉はずっと続けており、先ほど述べた39億1,600万円のほかに、まだ再最終的な合意には至っていないものの、12億円強は支払う意向が示されている。残る費用は10億円程度と見ているが、新しい組織の職員の給料に関しては支払いの対象となっておらず、支払いを求めても交渉のテーブルに上がらないため、第三者に調停をお願いしたほうがよいと考えた。

風評・風化対策についても、費用の一部は支払いの意向が示されているが、県としては全額支払われるべきものと考えており、今後の主な争点としていきたい。

宮川えみ子委員

常識で考えれば、原子力災害がなければ当然、原子力損害対策課なんて要らないし、こんなに苦勞している必要はない。それがテーブルにも上がっていないとは、どういう言い方をしているのか。

財政課長

詳しい詰めの話はこれからであるが、岩手県が人件費の支払いを求めた際には、職員の給料は支払われず超過勤務についてのみ支払われた。

理由は、行政は災害が起きたときに対応するのは当然の仕事というのがベースとしてあり、そうであっても超過勤務をしてこなさなければならない業務があったことを捉え支払ったと聞いている。

私どもはそうではなく、新しく設置した課については、当然、原子力損害賠償の対象にすべきだと訴えていきたい。

宮川えみ子委員

頑張ってもらいたい。非常にひどいと思う。

議案第20号、福島県税条例の一部を改正する条例は、特例措置の期間を1年延長するとのことだが、1年では足りないと思う。1年としなければならないのか。

税務課長

現在2年としているところ、今回1年の延長をし、計3年の特例措置期間としようとするものである。

檜葉町を念頭に置くと、去年の9月に解除されているので、2年で平成29年9月、今回条例が改正されれば30年9月までに家が完成するのが条件の条例である。

28年度中に国を中心にいろいろな施策が講じられるとのことなので、28年度に現状分析をして、さらに延長が必要ということになれば、また新たに議会にお願いしたい。

宮川えみ子委員

総の55ページ、福島県産業廃棄物条例の一部を改正する条例について聞く。

個人番号（マイナンバー）と法人番号と書いてあるが、これは個人で申請する場合も、法人で申請する場合もあるということかで書かれていると理解してよいのか。

税務課長

そのとおりである。生活環境部に確認したところ、個人の申請もあり得ることなので、条例も個人でも法人でもよいつくりになっている。

宮川えみ子委員

総の65ページ、職員の分限に関する条例の一部を改正する条例は、職員の格付で給料を減らすことに連動すると思うが、職員の人事評価は、誰が誰をどういう内容で評価するのか。今までの評価の仕方とは違うのか。

職員研修課長

従来も勤務評定は実施していた。

今般の法改正で、現在の勤務評定などの問題提起を踏まえ、能力、業績両面からの評価、評価基準の明示、評価基準に沿って自己申告、上司との面談、評価結果の開示により客観性を確保することが規定されており、最終的には人材育成に活用できるものとなっている。

評価は、これまでの勤務評定と同じように、各所属の職員を上司、管理職が評価する。一人の評価者だけでなく複数評価者を置いて、複層的に評価して客観性を確保する制度である。

宮川えみ子委員

すぐ上の人がすぐ下の人を評価することになるのか。

職員研修課長

主事、副主査、主査、主査主任等は、直属の上司である副課長、主幹等がまず評価する。さらに第2段階として課長が評価し、最終的には所属長である次長等が評価する。その前段としては、評価基準に照らし合わせて、自己が行ってきた実績等についてまず自己評価を行い、さらに上司等の評価を受ける形である。

宮川えみ子委員

それが給料にかかわってくるわけで、なかなか難しい気がする。

職員には県民のほうを向いてもらいたいが、評価する人のほうを向くようになってしまわないか。その辺はどう考えるか。

職員研修課長

当然、県民福祉の向上のため仕事を行う。

組織目標、課、室の目標があり、自分の事務分担の中で、どのように執行管理していくか、まず自主的に目標を設定する。上はそれを進行管理に使い、その職員のよかった点、悪かった点を評価して本人に気づきを与え、育成につなげていくものである。あくまでも自主的に自分が設定した目標なので、上の顔を見ながら目標設定するものではない。

宮川えみ子委員

この条例だけならよいが、給料を下げる条例が一緒であり、本当に自主的に自分を管理して仕事の能率化、充実化を図るという点では、こういうやり方は非常に問題がある。一番の問題は、県民のほうに顔を向けるのではなく、上のほうに向いてしまうことであると言っておきたい。

総の70ページ、県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例だが、障害厚生年金の率が0.86から0.88になっているのはどういうことか。

福利厚生室長

非常勤の職員が公務災害に遭って、傷病補償年金、あるいは休業補償を受ける場合で、同じ事由により厚生年金保険法に定める障害厚生年金が合わせて支給される場合は、当該条例で支給される傷病補償年金、あるいは休業補償を減額調整するものである。

この条例は、地方公務員災害補償法に準拠して定めているものであり、同法は、民間の労災保険である労働者災害補償保険法に倣って率が決まる。労災保険が0.86から0.88になり、地方公務員災害補償法も同等の数字になった。今回はそれに倣って、県の非常勤職員等の公務災害についても0.86を0.88にするものである。

宮川えみ子委員

併給されないので、高いほうに合わせたとの理解でよいか。

福利厚生室長

併給はされ厚生年金の障害厚生年金は満額出る。この条例で定める傷病補償年金と休業補償の額を調整すると理解してもらいたい。

宮川えみ子委員

総の74ページ、福島県行政不服審査法関係手数料条例について聞く。

今までも、不服の際には書類等の写しの交付を受け、金は取られていたと思うが、その点どうか。

文書法務課長

写しの交付を法で認めるようになったのは、今回の改正が初めてであり、これまでは手数料の徴収はなかった。

宮川えみ子委員

佐藤栄佐久元知事への退職金について、議会にかけられたということもあるので、詳しく説明を聞きたい。

仙台高裁の判決を重く受けとめたとのことだが、受けとめることに至った判断、金の動き、経過について説明願う。

福利厚生室長

2月24日に元知事の退職手当の控訴審判決が出され、昨日、マスコミ等へ公表という形で説明した。

3期目の部分が争点であり、高裁判決は、4期目中には該当する行為があったとして4期目分の県の処分は認められたが、3期目中には退職手当返納命令の要件を満たすような行為、共謀ないし謀議はなかったと判断された。また、退職手当の返還については、重大な不利益を課するものなので、慎重であるべきだというのが仙台高裁の判決であった。重く受けとめたというのは、これまでの検討結果を踏まえての判断である。

金の動きというのは、退職手当の額という意味で答弁してよいか。

宮川えみ子委員

幾ら請求して、実際に幾らのお金で訴訟を終わりとするのか、金は供託しているのか等である。

福利厚生室長

3期目分の退職手当として4,230万3,100円、4期目分は3,496万3,600円、さらに3期目分と4期目分の遅延損害金についても、あわせて追求している。

今回の判決を受け入れると、3期目分の4,230万3,100円と遅延損害金の460万円余りは、県は請求することができなくなる。控訴審判決で認められた県の請求額は、4期目分の3,496万3,600円と遅延損害金380万円余りの合計額3,880万である。

供託の関係だが、昨年9月18日に元知事が、3、4期分の退職手当と遅延損害金分として8,580万円ほど福島地方務局に供託した。この供託金については、県が10月19日に還付請求を行い、現在、全額が県の収入になっている。

宮川えみ子委員

県の収入になっているということは返さなければならないので、今度は返すことに関する何かが議会に出てくるのか。

福利厚生室長

判決が確定すれば、返還に向けた手続が出てくるが、財政担当部署と調整した上で進めることとなる。

宮川えみ子委員

一度もらっているものを返すとなれば、利子をつけて返すことになるのか。

福利厚生室長

そういうことが想定されるが、具体的には金額、手続を含めて、今後財政担当部署ときちんと調整し適切に対応していきたい。

宮川えみ子委員

派遣される職員の問題だが、丸5年過ぎても職員の負担は相当厳しい。県として知事会に要請したのは、去年は137人、ことしは124人だが、去年より13人少ない要請というのは実態に合っていないのではないか。その辺の考え方はどうか。

行政経営課長

東日本大震災、原子力災害からの復旧・復興、再生については、今年度も含めてここ数年間がピークと見込んでおり、当面は事業を着実に推進するための人員確保が必要と考えている。

このため、これまでも正規職員、任期付職員の採用を初め即戦力となる他県等からの応援職員の受け入れ、さらには、

専門性を有する国の特別行政法人、民間企業等の職員の受け入れなど、多様な方策により必要な人員の確保に取り組んできた。

平成28年度においても、同様に多様な方策により必要な人員の確保に努めてきており、来年度も今年度と同程度規模の体制を見込んでいる。

来年度の自治法派遣職員の要請数については、正規職員、任期付職員の採用状況、今年度の派遣職員の決定数等を総合的に勘案した結果、今年度の決定数と同程度規模、知事会等への要請分140人も含めて197人を要請して、まだ一部調整中であるが、現時点で180名程度の派遣を得ることになっている。

宮川えみ子委員

先ほどは知事会の数字だけを述べた。去年の要請は全部で206人と聞いたが、ことしは197人で、こちらも9人少ない。同程度と見込んだにしては要請が少なく疑問に思うが、その辺はどうか。

行政経営課長

まず正規職員、任期付職員、他県等応援職員の基本的な考え方として、復興再生を進めていく上で、比較的短期集中的に行う業務、例えば公共土木施設の災害復旧等の業務については、任期付職員や即戦力となる自治法派遣職員に対応してもらおう。逆に、本県特有の原子力災害からの復興再生、長期的に関連するような、例えばモニタリングの業務等々については、自前の正規職員を配置して、人材育成を図りながら対応していく。

トータルの体制としては、今年度と同程度だが、内訳の部分で調整を行うものである。

宮川えみ子委員

派遣職員の要請は去年より少ないが、正規職員や任期付職員をふやして去年と同じぐらいの総人数は確保するという考えか。

行政経営課長

最終的な数字は現在調整中だが、基本的には今年度と同程度の数を確保していきたい。

宮川えみ子委員

採用人数を確保したのか非常に心配である。事務量はもっとふえると思う。病気休暇の方もふえる傾向で精神疾患の人も多い。いろいろな対応が新たにある中で、人数を少しでも確保していかないと非常に大変になるのではないかと思うが、その点はどうか。

行政経営課長

復興再生を進めるには、必要な人員確保は大変重要な視点だと考えているので、全体としては今年度と同程度の規模を確保していきたい。

一方、既存事業の見直しによる縮減、廃止、事務の簡素効率化、業務の繁閑に応じた業務の再配分、職員の再配置などにも取り組んでおり、特定の人間に業務が集中しない形で進めたいと考えている。

宮川えみ子委員

行政サービスが悪くならないことを、いつも念頭に置いてほしいと要望しておく。

市町村も大変なところが多い。県が市町村の要望によって派遣している職員は、結構頑張っていると見ているが、国は

要望による派遣対応が非常に悪い。その点で県の果たす役割については、どのように考えているか。

部参事兼市町村行政課長

被災市町村の職員確保の状況だが、平成28年度は、3月1日現在、21被災市町村の必要人数425名に対し、314名の職員の確保ができる見込みで、このうち派遣は233名である。必要人数に対する職員の確保見込みの充足率は73.9%であり、27年3月1日の27年度分職員確保状況と比べると、昨年度は充足率が64.8%だったので、約10ポイント上回っている。

国から派遣される人数が少ないとの指摘だが、昨年3月1日時点で64.8%だった充足率が、ことし3月1日現在では91.5%まで上昇している。これは年度内に国等にいろいろな働きかけをして、派遣職員のリストを得て、被災市町村に情報提供したことで職員の確保につながった。

28年度においても、先ほど73.9%と述べたが、まだまだ被災市町村の職員は不足している状況であるので、今後確保できるよう支援していきたい。

宮川えみ子委員

数字は、去年より少しは上がっているようだが、職員の疲労は蓄積していると思うので、県も含めて、国にもしっかり要請してほしいと要望する。

女性職員の採用と登用の拡大については、去年と比べると進んでいると思うが、その辺はどうか。

人事課長

女性の登用については、現在、県職員男女共同参画推進行動計画に基づき取り組んでおり、知事部局における管理職の女性職員の割合は、年々上昇している。

毎年4月1日現在で比較しているが、平成26年度の4.9%に対し27年度は5.6%であり、それ以前についても増加傾向を示している。着実に取り組みを進めている。

宮川えみ子委員

ぜひ目標に向かって取り組んでほしい。

福利厚生室長

先ほど元知事の訴訟の関係で答弁したが、一部修正があったので、改めて説明する。

1点目は供託についてだが、元知事みずからの意思で法務局に供託したものである。

2点目は歳入還付の問題だが、元知事への返還手続は、議案ではなく歳入還付になるようなので、具体的な今後のスケジュールが定まり次第、調整しながら進めていくことになる。

以上の2点について修正する。

宮川えみ子委員

金を県の歳入に入れたとすれば、もらうべきものでないものをもらい、それに対して利子がついたことになる。その辺はどうなるのか。利子をつけて返さなくてよいのか。

福利厚生室長

利子の部分については、今後きちんと精査して、確認をしながら進めていきたい。

(3月10日(木) 危機管理部)

宮川えみ子委員

危の3ページ、防災総務費の危機管理・情報発信推進事業の内容を聞く。

部参事兼危機管理課長

本年度危機管理部が発足し、新年度には危機管理センターが開所する予定であり、ソフト・ハード両面の危機管理体制の整備を契機として、県民へ県の危機管理、防災に関する取り組み等について広く知らせること、また関係機関と一層の連携を進める取り組みを考えている。

具体的には、危機管理センターを活用し、関係機関と連携した各種訓練の実施や、県民の防災に関する意識を高める取り組み、県の危機管理防災等の取り組みの紹介により、全体として危機管理体制の強化を図っていくものである。

宮川えみ子委員

原子力災害に対しての情報発信は、どのようなことをしていくのか。

部参事兼危機管理課長

この事業は、危機管理センターを活用した防災講座、自主防災組織等に対する研修の場の提供、研修の開催等により、県民に自助、共助の意識を持ってもらうための取り組みを考えている。

宮川えみ子委員

防災訓練費には、原子力防災訓練も入っているのか。

災害対策課長

防災訓練費は、県の総合防災訓練と市町村で行う地方の防災訓練の費用である。

宮川えみ子委員

原子力防災訓練の費用はどこに入っているのか。

原子力安全対策課長

危の4ページ中段、原子力防災費の1原子力防災体制整備事業の中に原子力防災訓練の費用も計上している。

宮川えみ子委員

去年の原子力防災訓練は、全体的なものになっていないとの感想を持った。去年の防災訓練をどのように総括して、新年度の防災訓練を行おうとしているのか。

原子力安全対策課長

平成27年度は、いわき市の小川地区を対象に住民避難訓練を行い、全県的な対応としては、関係市町村、機関を対象にした通信連絡訓練、重点区域の住民を対象にした広報訓練、緊急時のモニタリング訓練、被ばく医療訓練等さまざまな訓練を総合的に行った。

人数的にどうだったのかという指摘はある。今年度の住民避難訓練には400名ほど参加したが、来年度は、今年度実施

した内容を踏まえて、より円滑に避難訓練ができるよう、また、関連するモニタリング、通信連絡も行えるよう、しっかり進めていきたい。

宮川えみ子委員

地区の方の話を聞いて、役を持っている人は忙しそうだが、全体的にはなっていないとの感想を持った。

予算、やり方等制約がある中での訓練になると思うが、役を持っている人だけでなく、障がい者も含めいろいろな立場の人が何らかの形で参加できる内容が望ましい。範囲は限られるにしても、住民が参加意識を持てる訓練になると効果的だと思うが、その辺はどのように考えるか。

原子力安全対策課長

今年度行ったいわき市の避難訓練においても、老人福祉施設の一部を対象としたが、できるだけ幅広く、地区住民がきちんと理解して参加意識を持ちながら進めていけるよう、来年度に向けて準備を進めていきたい。

宮川えみ子委員

原子力災害の広域避難計画の取り組みの中で、避難のあり方がおろそかになっているのではないかと住民がかなり心配している。地震の専門家から、まだ地盤は落ちついていないとの話もあり、緊急時避難は充実させていかなければならない。

今見ている防災関係の資料に、今後の取り組みとして、国の原子力災害対策の指針及び県の地域防災計画の改定を踏まえた修正を実施と書いてあるが、国の原子力災害対策指針は、今後改定されるのか。

国待ちでは避難訓練は進まない。一番避難が大変な人に対してどうしていくかが大きな課題であり、いざというときに誰もが避難できる体制づくりが大事であると思うが、その点で取り組みを聞く。

原子力安全対策課長

国の原子力災害対策指針の改定に基づく県の地域防災計画の見直しについてだが、福島第一原子力発電所、第二原子力発電所周辺地域の原子力災害時の防護措置等について、昨年4月に国の指針が改定され、避難地域、距離による対応の仕方が示された。県の地域防災計画も、国の指針を踏まえるとともに、県の地域の実情に沿った対応がとれる内容に、先日改定した。

今後は、こうした改定を踏まにどのような対応をするのか理解してもらうための広報を行うとともに、実際に避難がスムーズにいくか、訓練を通じてきちんと検証していく。

田谷健市委員

危の4ページ、原子力防災費の3原子力安全監視対策事業は、幾つかの会議の経費との説明だったが、会議の経費だけでは金額が大きいので、詳しく説明願う。

原子力安全対策課長

原子力発電所の安全確認のため、従来行っている廃炉安全監視協議会による立入調査及び会議開催を来年度も引き続き実施するほか、県民会議を開催する。

また、県の取り組み、廃炉の取り組みを県民に情報提供するため、冊子の作成や各地方振興局に配置している電子掲示板への情報配信、専門性向上のための職員研修などを行う。

さらに、広報調査事業として、原子力発電所から県にファクス、電話等でさまざまな情報の連絡が来るが、それらを確

実に受けるための情報通信網の維持管理経費も計上している。

西丸武進委員

危の7ページ、産業保安対策費に鉄砲・火薬類取締費、高圧ガス取締費が計上されているが、安全対策のために、どのような監視体制をシフトしようとしているのか。

取り締まりと表現されているが、取り締まりの根拠は何か。

監視する際には化学的知識が必要だと思うが、人的配置はどのように考えているのか。

消防保安課長

鉄砲・火薬類取締費は、火薬類の譲渡、消費の許可、合計544件に関する経費を計上しており、これは法に基づく措置である。

高圧ガス取締費は高圧ガス保安法に基づく措置であり、高圧ガス製造事業所、高圧ガス貯蔵所及びLPガス販売事業者等の許認可、完成検査、保安検査、保安講習に要する経費である。検査等に従事する職員として、高圧ガス保安員5名を設置して業務に当たっている。

西丸武進委員

危の8ページ、環境保全対策費の職員費の2災害派遣職員等受入経費であるが、生活環境部にも同経費が計上されている。内容は全く同じだが、どのように理解すればよいのか。

部参事兼危機管理課長

各都道府県からの災害派遣応援職員として、新年度、危機管理部では1名の受け入れを想定し現在調整しており、それに要する経費を計上している。

西丸武進委員

生活環境部でも同じ内容で1億500万円以上計上されているが、違いを知りたい。

部参事兼危機管理課長

危機管理部としては、1名分の費用を計上している。生活環境部は人数が違うと思われる。

西丸武進委員

生活環境部の災害派遣職員受入経費は使い道が違うのか。

部参事兼危機管理課長

他県から派遣職員を受け入れる場合の経費は各部で予算計上しており、危機管理部としては、現在想定している1名分の費用を計上している。

西丸武進委員

危機管理部としての当初予算は初めてである。平成27年度分のこの経費は補正で対応してきたのか。

部参事兼危機管理課長

平成27年当初予算では生活環境部で計上し、危機管理部設置後、危機管理部分と生活環境部分で分割して受け入れを行っており、危機管理部は3名の派遣職員を受け入れている。

予算は受け入れを行う部ごとに計上しており、危機管理部としては今回初めての予算計上である。

西丸武進委員

同じ内容のものなら、危機管理部として一括管理するのが本来ではないのか。

部参事兼危機管理課長

受け入れについては、各部で人数、場所を考えた上で調整し積算している。

宮川えみ子委員

危の4ページ、被災者生活再建支援事業だが、法と同等の支援という部長説明があったが、詳しく説明願う。

災害対策課長

被災者生活再建支援法では、市町村で10戸以上の被害があれば災害救助法が適用になり支援金がある。隣の町が10戸未満であった場合適用にならないが、同じ災害なので、そこに対しても県が支援するという趣旨である。

宮川えみ子委員

戸数制限で国の適用にならないもの、例えば一戸でも同等の支援をするという理解でよいか。

災害対策課長

そのとおりである。

宮川えみ子委員

危の5ページ、消防事務費の3消防団入団促進支援事業についてだが、大震災、原発事故を受けて、消防団のなり手が少なくなっていると報道されており、福島県の場合は特別な対応が必要である。消防団の全県的人数と被災地域で的人数、どのくらい減っているのかを聞く。

消防団の方の話を聞くと、仕事が厳しくてやめていく人もいる。今までも理解を進めるため会社訪問を行ってきたと思うが、特別な手だても示してほしい。

消防保安課長

消防団員は、全国的に減少傾向が続いており、昭和29年をピークとして、本県はピーク時の約6割、全国では4割まで落ちている。

本県の消防団員の推移を原発事故前と現在で比較すると、平成22年4月1日時点の3万5,340人から、27年4月1日現在3万4,143人へ1,197人減り、率では96.61%まで落ちている。

特に原子力災害による避難等でダメージが大きかった双葉地方広域消防本部管内の市町村では、22年4月1日時点での1,828人から、27年4月1日現在1,605人へ223人減り、率では87.80%に落ちている。原子力被災地域の消防団員は、現在避難しており、活動が非常に困難な状況である。

消防団内部で、震災前どおりやろうという意見、何もできないという意見が対立したため、25年に被災地消防団支援構

築事業で、檜葉町と富岡町をモデルとして、どのような形で消防団の組織を維持していけばよいのか、町消防団、町内会の組織、県等の関係者が集まり協議した。

その結果は両町長に提言したが、消防団組織は、一旦減少し始め組織がなくなると、つくるのが非常に困難なので、消防団員が消防団にとどまり、やれるところからやる、出初め式等の場で消防団が健在であることを住民にPRすることで安全を確保するなど、できるところから取り組むこととしている。

宮川えみ子委員

県内全体でも消防団員が少なくなっていると思うが、支援事業として何か行っているのか。
会社訪問も引き続き行っていると思うが、その辺も聞きたい。

消防保安課長

消防団員の8割がサラリーマンなので、市町村、消防団と連携し、経済団体、事業所への訪問に取り組んでおり、平成26年度は132カ所、27年度は160カ所（予定を含む）訪問した。

今後、地方公務員の入団促進やOB団員の再入団を図るほか、大規模災害に対応した人員の確保のための消防団確保対策研修会を県内4方部で開催する。

また、基本団員である若者をふやすための高校生を対象にした消防防災出前講座は、27年度は13校で実施したが、28年度は15校で実施したい。

宮川えみ子委員

危の9ページ、環境放射能等監視事業費に関して聞く。

国が、会津のリアルタイム線量計を引き上げて別の場所へ移動するとしたが、やめてほしいとの話を受けて一定程度はとどまった。

県民は安心を求めており、国は安心に対する考えが甘いと思う。県民、特に若い人に安心を与えるよう、県は国とどのような話し合いをしているのか。

放射線監視室長

国の担当課長等と話し合いを持ったが、国では平成28年度の事業費に再整備関連は上げておらず、来年度よく検討した上で、29年度以降に具体的な対策を考えていくという話があり、県からは、地域の実情をよく把握し市町村等とも話をした上で、整備方針を検討してほしいと強く申し入れた。

宮川えみ子委員

平成28年度は考えていないとなると、国の設置したものが壊れたときは、どのように対応するのか。

放射線監視室長

リアルタイム線量計の維持管理費等は、国において平成28、29年度は継続すると思う。28年度は再整備、移設等の予算はとっていないが、維持管理費はしっかり計上している。

宮川えみ子委員

県民から新たな整備要望が出たときは、県が持つようになるのか。

放射線監視室長

国が今管理しているものは引き続き国で管理が継続されるものと思っているが、その後についてどのような形になるかは、今の段階では全く定まっていない。

宮川えみ子委員

県民の気持ちに沿った対応がされるよう、国にしっかり求めてほしい。

円谷健市委員

危の5ページ、危険物規制費の消防危険物安全普及経費とはどういう経費なのか。

消防保安課長

危険物取扱者の免状交付等に係る経費、危険物取扱者保安講習に係る経費である。

西丸武進委員

先日いわき市で火災があり、すぐ連絡をとりたかったが、山間部で電波が厳しい状況だった。山村部では日中高齢者だけになり、救急車を要する事態も考えられる。危機管理上どのように連携しているのか。

消防保安課長

消防救急無線については、平成28年5月までにアナログからデジタル化するため、県内12消防本部全てで整備を進めており、消防団の電波についても、デジタル化を進めている。このデジタル化は、28年5月以降でも国の緊急防災減災事業債等の支援措置の対象となるので、各市町村にも検討してもらおうよう話をしている。

郡部で災害があった場合の対応だが、OB団員等が災害時に対応する機能別消防団等によって、消防団の充実を図っている。

西丸武進委員

消防団の消防自動車での警戒巡視という意味か。

消防保安課長

本県には消防操法を熟知したOB団員が地域に多くおり、そういった方々を再組織化することで、災害があったときに対応する取り組みである。

西丸武進委員

携帯電話のエリアは、危機管理上どのように考えているのか。

危機管理部長

携帯電話のエリアについては、山間部の災害、吾妻山の避難訓練の際に、通信事業者によって若干差を感じたし、峠越えの道路で事故があった場合に、携帯が繋がらずに救急車を呼べない事例も県内で起きている。

携帯のエリア自体は企画調整部所管であり、企画調整部で通信事業者、東北通信局に拡大を要望しているが、現在、通信業者がアンテナを立てるスピードからすると非常に問題がある。

部内においても、救急、災害時の連絡について、別な手だてがないのか、例えば、高速道路に等間隔に配置されている

緊急電話のようなものを、峠部やトンネルの近くに設置することなどを検討している。携帯通信事業者は3社あり各社で通信環境が違うので、新たな手法も含めて検討し、制度化につながることも視野に置きながら考えていきたい。

宮川えみ子委員

危の7ページ、高圧ガス取締費の2避難区域内化学物質等処理促進事業の財源の負担割合が10分の10になっているが、どういう割合、考え方で費用を構成しているのか。

消防保安課長

これは避難指示区域の中に残置されているLPガスボンベの処分に要する経費であり、福島再生加速化交付金を財源として実施するものがある。全額国費で対応する。

宮川えみ子委員

避難区域内化学物質等処理促進事業の財源は、全額国負担と見てよいのか。

消防保安課長

そのとおりである。

星公正副委員長

総合情報通信ネットワーク整備事業は、危機管理センター内に設置するシステムと見てよいのか。

災害対策課長

北庁舎の分も含んでいる。

星公正副委員長

この情報通信網は、地方振興局、建設事務所、原子力災害センター等、全部つながっていると思うが、市町村とはどうなっているのか。

災害対策課長

県と市町村消防、防災関係機関との災害情報通信手段として、普段は行政連絡に使っており、全ての市町村につながっている。

星公正副委員長

昨年、南会津で集中豪雨災害があった。その際、町村長が対策本部長、地方振興局長が全体の対策本部長になったが、そのつながりはどうなっているのか。

最終的に避難命令を出すのは地元の町村長であり、町村長の決断は大変である。危機管理センターから前もって判断材料を地元を提供することが一番大事と考えるが、その辺はどうなっているのか。

危機管理部長

この問題については、危機管理部設置後も議論を重ねてきた。

大災害、例えば御嶽山の火山噴火時には、国、県、地元町が同じ場所で本部を設置する現地対策本部を設けた。委員指

摘のとおり、避難指示等は市町村長が出すので、そのときに国も県もその場所において、一緒になって現地で判断し、県庁には国と県が別に管理センターを設け、情報提供する形になっている。

例えば、南会津で豪雨が発生した際には、地方振興局と地元町が連携するとともに、県土木部、国道河川事務所から上流域で非常に水位が高まっていることを中流域、下流域へ連絡するシステムがあり、連携の訓練を行っている。

それら情報を、国、県から市町村に適時につなぐことは、避難指示という重大な判断をする際のサポートになるものであり、危機管理センター、各振興局の災害対策本部の位置づけが重要になると考えている。

星公正副委員長

大災害が起きる前の指示をいかに的確に出せるかが、一番大事である。

ことしの訓練では、情報がスムーズに行き来して判断できるようにしてほしいと要望する。

宮川えみ子委員

汚染水の状況について聞く。

タンクがいっぱいなので、海へ流すことも検討しなければならないとの話も出ており、風評がまたひどくなる。漁業はどうなるんだ、安全性はどうなんだというさまざまな県民の声があるが、汚染水はふえているのか減っているのか聞く。

また、海へ流すのは問題があると思うが、その点を説明願う。

原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所の汚染水は、原子炉建屋に地下から流入する量が以前は1日400tあったが、地下水バイパスができてから300tくらいに減り、その後、サブドレンのくみ上げが昨年からは始まったため、現在、建屋に流入している地下水量は、150～200tまで減っている。

ただ、昨年10月に海側遮水壁が完成したため陸側の地下水水位が上昇し、その地下水が汚染されてくみ上げて流せないため、建屋に戻している。その時々降水量により変動するが、1日当たり200～300tを建屋に戻しており、トータルでは、今も1日400tくらい汚染水が増加している。今進めている凍土遮水壁が完成してうまく機能すれば、量はかなり減ると思われる。

海へ流す流さないという発言が、原子力規制庁、東京電力（株）からあったが、ALPS処理後のトリチウムだけが残った水がタンクの中に毎日たまってきており、その処理をどうするのが、従来から課題になっている。

この件については、経済産業省でタスクフォースを設置して一昨年度から検討を重ねており、海に放出する方法、地下に貯蔵する方法、大気に放出する方法、濃縮して保管する方法等について実現可能性を検討してきた。

中長期ロードマップの中で、今後の廃炉の取り組みの道筋が書かれているが、汚染水（トリチウム水）の取り扱いについては、平成28年度の上半期に、今後どうするか具体的な検討に着手することになっているので、県は検討内容をしっかり確認して、必要なものがあれば意見を述べていく。

宮川えみ子委員

タンクは今どれくらいあるのか。

原子力安全対策課長

1,000tくらい入るタンクが一番多いが、今1,000基くらい設置されており、90万t程度の容量が確保されている。全部に入っているわけではなく、今後も引き続きタンクを増設しながら対応していくと聞いている。

宮川えみ子委員

原発労働者が若干減っているということだが、現在何人か。

東京電力（株）は危険手当は2万円出ていると言うが、労働者に聞くと相変わらず出ていないと言う。その辺はどうなっているのか。

だんだん溶けた燃料に近い場所での作業になっているが、優秀な人材の確保と健康管理が非常に重要になってくる。東京電力（株）社長の話では、半分ぐらいの人が経験1年未満とのことであり、難しい作業に入ることへの心配が、県民からよく出される。その点はどうか。

原子力安全対策課長

作業員は、2年くらい前までは1日平均3,000人ほど働いていたが、汚染水対策が必要となって徐々にふえ、平成27年の年頭には7,000人超が働いていた。27年度になってからは落ちついており、現在は7,000人弱くらいで推移している。

危険手当については、東京電力（株）が言う賃金の割り増し分として、2万円を手当てしている。県としては、東京電力（株）、関係行政機関等が参加する労働者安全衛生対策部会において、東京電力（株）に対しては、割り増し分が確実に労働者へ渡るように求めており、それを監督する労働局、国にも求めている。

人材の確保であるが、指摘のとおり、今後さまざまな難しい作業に入るので、熟練作業員の確保、新しい作業員の育成が非常に重要と考えており、確実に作業員が確保できるよう、東京電力（株）、国に引き続き求めていきたい。

宮川えみ子委員

実際にかかわってる人たちの話と乖離していることが多い。これから難しい作業に入る点において非常に大事な課題になるので、努力するよう要望する。

東京電力（株）が5年間にわたって、核燃料が溶け落ちるメルトダウンの判定基準が記されたマニュアルに気づけなかったことが、福島県の実験事故の検証を進める新潟県の技術検討委員会の追及によって出された。

この問題について、県は東京電力（株）を呼び説明を受け、要望を出したようだが、どういう説明を受けてどういうことを言ったのか。

原子力安全対策課長

事故当時、3月14日の時点で、東京電力（株）のマニュアル上は炉心溶融という定義ができていたにもかかわらず、公表、通報ができていなかったことが、2月24日に公表されたため、県は2月26日に東京電力（株）を呼び、危機管理部長が当時の経緯を確認し、今後の対応も聞いて申し入れを行った。

東京電力（株）の話では、マニュアルが2種類あり、災害対策マニュアルには、炉心の損傷が5%以上であれば炉心溶融とすることが明確に書かれていた。一方、運転操作員が常時使うマニュアルが別があり、それには炉心溶融の定義がされておらず、損傷割合の計算方法等が書かれていた。

事故当時は、運転操作員が書かれていないほうのマニュアルを使って、県、国に通報していたため、5%以上の損傷があったにもかかわらず、言葉としては炉心の損傷があったという内容の通報がされたとのことであった。

なぜ災害対策マニュアルが使われなかったかについては、東京電力（株）で第三者による検証委員会を設置し、原因を確認、検証して報告をするとのことであり、県としては、今後検証状況をしっかり確認し必要な対応をとっていきたい。

宮川えみ子委員

元日本原子力研究開発機構上級研究主席の田辺氏は、制御室で得られる情報は水位や圧力などの限られた兆候で、たとえ起因事象が不明でも、兆候から対応を判断して炉心損傷に至らないように考えられたのが「微候ベース事故時運転操作

手順書」だと言っている。

1号機はかなり早くああい状態になったので、間に合わなかったのではないかと言うが、炉心溶融まで時間があつた2、3号機については、手順書を参考にしていれば、防げた可能性はあつたのではないかという言い方をしている。

政府事故調査委員会の聴取記録では、故吉田所長が、全交流電源が喪失した時点で、これはシビアアクシデント事象に該当し得ると判断しているので、いちいち手順書間の移行の議論というのは頭の中からとっているということを言っている。

この問題は物すごく深い問題であり、だから東京電力（株）も、第三者の入った検証委員会でとなつたと思う。いずれにしても、気づかないでいたなどというのは、東京電力（株）は事業者失格と思わざるを得ない。

地震の際に、一番先に私の頭に浮かんだのは、原子力発電所は大丈夫か、爆発しないかということだった。その心配が的中してああい事故になり、その次に2号機、3号機の事故と、寝ていられない精神的に追い詰められた時代だった。

1回目の爆発から2回目まではかなりの時間があり、なぜ対応できないのかとの思いも持った。

とにかく福島県は情けない。福島原発事故の検証を進める新潟県の技術委員会の迫及によって出てきたが、本来これくらいのことを調べて出すのは福島県の役割ではないのか。この問題は東京電力（株）の検証委員会に任せず、県がもっと積極的に検証する必要があるとの県民の声があるし、私もそう思う。今後の取り組みについて部長に聞く。

危機管理部長

当時のことを思い起こすと、本当に胸がどきどきする気持ちは同じである。

県としては、まずは東京電力（株）が第三者を交えて検証すると言っているので、しっかりと調査してもらい、その報告を受けて、廃炉安全協議会の専門委員、原子力専門委員等の知見を生かしつつ、東京電力（株）の検証がどういう位置づけとなるのかしっかりと確認して、県民に知らせたい。

宮川えみ子委員

私と部長がどきどきしただけでなく、県民全てがどきどきしている。この問題が出てきて、改めて本当にどうなのかとの声が出されている。目に見える対策を検討して実施してほしいと要望する。

椎根健雄委員

あす3.11で5年目を迎える。県全体の思いは知事から出されると思うが、原発問題に関して、今後、危機管理部から総合的なことを発表する予定はあるのか。

危機管理部長

3.11の県としての発信は、明日、知事の言葉で県民に伝える。

我々は、炉心溶融、汚染水の問題、デブリの取り出しに向けた廃炉のロードマップが適正、着実に動くかどうかを日々の業務の中でしっかりと確認して、県民会議の場等において県民に知らせつつ、復興、県機関に役立ててもらえるよう、しっかりと取り組んでいきたい。

椎根健雄委員

原発問題は、福島県だけの問題ではなく日本全体、世界が注目している。中長期ロードマップも、きちんと進んでいるところもあれば、おくられている部分もあるので、それらは危機管理部としてしっかりと5年目の検証をしてこの先の5年に生かし、30～40年かかる廃炉問題に向けてしっかりと取り組んでほしいと要望する。

(3月14日(月) 人事委員会事務局)

宮川えみ子委員

勤務条件実態調査事業というのは、主にどのような実態を調査するのか。

事務局次長兼総務審査課長

毎年実施しているもので、人事委員会から知事部局、教育委員会、警察本部、その他委員会などに直接、超勤時間、年休取得状況等を毎年1回調査し、年度末までに取りまとめて公表している。改善すべき事項が認められた場合には、人事委員会の勧告報告で任命権者に求めるという内容の事業である。

宮川えみ子委員

決算審査時の際に、復興工事が多いため浜通り方部の超勤が非常に多く、その中でも特に土木関係が厳しい状況と感じた。超勤は、全体的には改善されてきていると思うが、部分的に厳しい状況は続いている。

今年度の全体的な見込みと、特に厳しい状況が改善されているのかどうかを聞く。

事務局次長兼総務審査課長

人事委員会で把握している勤務条件実態調査の一番新しい数字は、平成26年度実績であり、警察本部まで含めた全職員の一人一月当たりの超勤時間は21.0時間で、25年度の実績と同様である。23年度が1番のピークで、22.3時間であった。

超勤は、大震災前の20、21年度と比べてふえていることから、昨年10月の人事委員会報告で超勤の縮減を求め、人事委員会として初めて、必要な人員の確保に努めるよう言及した。

土木部の出先、本庁、こども未来局の超勤が多かったが、勤務条件実態調査の概要版をつくり、各任命権者の担当者を呼んで、概要版の数字を用いて、超勤の縮減を積極的に進めていくよう年度内に通知する予定である。

宮川えみ子委員

技術系職種の確保に努力しているようだが、景気が上向きなため、民間に行く傾向がある。東京でも試験を行うようだが、昨年に比べ、受験者を多く確保できるのか。特に土木系はどうか。

採用給与課長

土木職の確保についてだが、今年度は一回目の試験で大学卒程度の農業土木、土木職の予定者数を確保できなかったため、2回目の試験を行った。最終的に農業土木職は確保できたものの、土木職は若干名不足が生じた。

このことを踏まえ、この2職種については、来年度、東京会場での試験を同時実施することを予定している。ただ、単に利便性が上がっただけでは、トータルでは受験者数が変わらないことも考えられるので、試験に向けて東京でジョブトークを開催するほか、土木専門誌等の広報掲載、業界専門誌への情報提供を行う。

マスコミを通じての広報についても、県政記者クラブ、都道府県会館記者クラブ、関係新聞社等へ情報提供するほか、大学訪問も強化する。現在も、関係する大学を回っているが、人事委員会事務局職員のほか、土木部等、任命権者の方の協力も得て連携、分担して訪問し受験者の掘り起こしに努め、全体として増加になるよう努めている。

宮川えみ子委員

大学に入る時点での広がりもあると思うが、その辺はどうか。

採用給与課長

大学の学生数は、文部科学省が毎年、学校基本調査を行い公表している。それによると、学生の全体数はそれほど変わっていないが、土木系学部の人数が減少傾向にあり、パイは減少傾向にあると危惧されるので、大学への働きかけは必要と考えている。

西丸武進委員

人事行政相談で、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントの相談はあったのか。あった場合は、どういう対処方法をとっているのか。

事務局次長兼総務審査課長

本年度の人事行政相談実績だが、パワハラ、セクハラは人間関係として項目立てしており、昨日までに7件あった。

人事委員会の対応としては、人事行政相談員を1名配置し対応に当たっている。制度の説明や本人への助言、相談者の内諾を得て当局へ伝達し管理職員から事情聴取を求めること、実際の調査、指導、あっせんなどが選択肢としてあるが、今年度の場合は、本人への助言にとどまっている。

西丸武進委員

県職員は勤務エリアが広い。北海道事務所、名古屋事務所等の県外事務所もある。それらの環境下で、生活面等からの改善相談はあるのか。

また、昇任や昇格をめぐる相談はあるのか。あった場合には、どのように対処しているのか。

事務局次長兼総務審査課長

生活面での相談は、今年度はなかった。

広域的な対象者については、自治会館の一室で面談ができるほか、電話、ファクス、メール、手紙の相談にも応じており、実際に面接のほか、電話で7件、手紙で1件の実績がある。

昇任、昇格の相談は今年度はなかったが、あった場合には、相談員が先ほどの対応方法の中から適切なものを判断する。不利益を得た場合には措置要求制度の道もある。

宮川えみ子委員

マタニティーハラスメントの相談はなかったか。

事務局次長兼総務審査課長

今年度はなかった。

水野さちこ委員

農業土木及び土木の採用候補者試験については、新たに東京会場を設け実施し、広報活動も行い、試験に来てもらうよう努力することだが、東京会場での受験者数の目標を聞きたい。

採用給与課長

実施会場は私立大学を予定している。今年度の受験者の居住地の半数強が県外であり、今年度の受験者以上は確保したいので、その半分ぐらいが東京会場で受験すると見込んでいる。

勅使河原正之委員長

具体的な人数というのはないのか。

採用給与課長

今年度の受験者数は、第1回は農業土木が15名、土木が28名、第2回は農業土木が30名、土木が51名なので、この人数を超えるよう努力していきたい。

(3月14日(月) 出納局)

西丸武進委員

職員費は、出納局として何名分か。

財務会計電算運営費で、新たな地方公会計の取り扱いとの説明があったが、詳しく聞く。

自動車税の還付金等に対する処理について、債権者から出納室に請求されて初めて支出される分が載っているが、こちらから届けるなど何らかの連絡をとるという手法はとっていないのか。

局参事兼出納総務課長

職員の人数は、64名を予定している。

地方公会計の整備については、平成29年度までに財務書類を作成するため、昨年4月から総務部を中心に関係機関で打ち合わせを行ってきたが、総務部で所管している予算編成システム、固定資産台帳システム、出納局で所管している財務会計システムの改修が必要なため、出納局所管分の財務会計システムの改修経費として予算計上した。

自動車税の支払未済資金については、廃車等で自動車税の還付が生じた際に、原則は口座払いであるものの、何らかの理由で金融機関で受け取りたいという方に対し、金融機関に送金して、そちらで受け取ってもらうものである。本人が1年間受け取りに来ない場合、指定金融機関から一旦県に歳入が戻されるので、その後、本人から請求してもらい還付する。

宮川えみ子委員

3ページの「税・使用料及び手数料の一般会計の振替」だが、使用料、手数料には、特定目的に行くとか一般会計に入る等のルールがあるのか。

一般会計への繰り入れだが、一定割合とはどのようなものなのか。

局参事兼出納総務課長

証紙収入については、毎年度各部局で収入される県税や使用料について、証紙売払代金を一般会計へ繰り出すこととして31億5,690万1,000円の予算を計上している。

一般会計の繰出金だが、毎年度、収入と支出の差額については、繰越金として翌年度に繰り越すこととなっているが、それが2%を超えた場合については、その分について一般会計の繰出金とするルールで行っている。

宮川えみ子委員

手数料、使用料の一般会計の振替の場合のルールはあるのか。

局参事兼出納総務課長

証紙収入として売り払った財源は証紙収入整理特別会計に入るが、約31億5,690万1,000円については、一般会計の財源

に振りかえるという意味である。

宮川えみ子委員

マイナス金利が本県会計に与える影響をどのように考えるか。

事業が大型化しており、中間検査の活用や検査の集約化により適正かつ厳正な検査の実施に努めるとのことだが、もう少し詳しく説明願う。

局参事兼出納総務課長

2月16日以降、日銀のマイナス金利政策が適用になったことを受けて、各金融機関等で預金金利の引き下げ等が検討されている。

出納局では、日々収入、支出される金は、歳計現金という形で保管しているが、当面支払う必要のないものは、期間を見ながら、安全性を優先して預金等で運用している。

金利が下がっている中で、今後、運用益確保が今までより難しくなるのではないかと考えており、このような状況が今後どの程度続くかわからないが、より有利な預金がないか、運用期間、運用額、運用時期等を検討しながら、少しでも運用益を上げる努力をしていきたい。

工事検査課長

中間検査は、復旧復興の関係で工事が大型化しており、工事の完成時にふぐあいが見つかる大きな手戻りが生じてしまうため、途中で検査することで、結果的に手戻りを未然に防ぐことで、円滑な事業執行に寄与していくものである。

検査の集約化も、大型化により複数の工区があるので、事前に監督員と調整して、効率よく現場を回ったり、1日に複数の現場を回ったりして集約化を行っている。

宮川えみ子委員

今のマイナス金利の状況が続いた場合、福島県の会計では、大体どのぐらいの額が確保できなくなるのか。

局参事兼出納総務課長

所管する歳計現金等の運用に係る部分のみの答えになるが、今年度は、平成28年3月末で800万円程度の収入を預金等で見込んでいる。各金融機関からは、一定の金利を確保するのは今より難しくなるとの話を聞いており、当面、このような状況が続けば、運用益は若干少なくなる可能性があると考えているので、金融商品のさらなる研究等を通して少しでも運用益を上げられるよう努めていきたい。

水野さちこ委員

職務内容や経験年数に応じた研修の一層の充実という説明があったが、今までどのような研修をしてきて、さらにどのような充実を図っていくのか。

審査課長

職員研修については、職務内容、経験年数等、職責に応じた研修を実施している。

大きく分けると、出納局、振興局出納室の職員については、出納事務職員研修というくくりで、各執行機関に対する指導力の強化や能力強化のために、新規職員と中堅職員に分け2通りの研修を実施している。

通常の執行機関で会計事務を担当する職員については、会計事務職員研修というくくりで、新規採用職員と新たに会計事務につく職員に分けて実施している。特に、新たに会計事務につく職員については、4月に前期、6月に後期と2回に

分けて出納関係事務の研修をしている。

そのほか、管理監督者については、昨年に引き続き、意識改革と組織的なチェック体制の強化につながる研修を実施している。加えて、各部等が専門研修として実施する場合には、会計事務に関する講習を引き受ける旨周知しており、講師の派遣もしている。

いずれにおいても、事例に重きを置いた研修内容として、研修会を通して、今後とも適切な会計処理が図られるよう徹底していきたい。

円谷健市委員

説明の中に公共工事入札が入っているが、出納局は入札のどの辺まで関係しているのか。

入札用度課長

出納局においては、農林水産部と土木部の本庁、県北管内の農林水産部、土木部の出先機関の入札公告事務と開札事務のみを行っており、実際の契約その他の事務については、発注部署で進めている。

円谷健市委員

地域の事業者を育成していくという観点で質問するのはここでよいか。

入札用度課長

総務部入札監理課で工事の制度管理、制度改革を所管しており、出納局は入札等の執行役割の部分を担当している。

総務部所管であるが、条件付き一般競争入札等ではいろいろ地域要件があり、この工事は県北、この工事は隣接3管内、規模の大きなものは全県を対象を広げて発注する等、制度的なものは決まっている。

(3月15日(火) 監査委員事務局)

宮川えみ子委員

予算について、委員費が平成27年度比で若干減っている理由を聞く。報酬や給与は変わっていないのか。

職員費も減っているが、これは単に職員の人件費の関係だけか。人数はどうなっているのか。

局参事兼監査総務課長

前年度予算との比較で、委員費は同額程度である。

事務局費については、人数の変動はなく、主に事務局職員25名分の人件費であるが、新陳代謝、年齢構成等の関係で減額になっている。

宮川えみ子委員

監査対象はふえているのか減っているのか。ここ何年かの傾向を聞く。

来年度の重点監査の対象、考え方を聞く。

大震災後、最大規模の歳入歳出の構造ということだが、監査をしなければならない機関数を聞く。

必ず何年に1回は監査をしなければならないというルールはあるのか。

局参事兼監査総務課長

監査の対象機関だが、新しい組織ができたり、改廃でなくなることもあり、平成27年度に危機管理部、環境創造センタ

一、ふたば未来学園高等学校ができたので、新たにそれらの組織、機関に行くこととなるため、ふえる部分がある。

監査は、地方自治法の規定により全ての機関が対象なので、全ての機関を対象として実施している。ただし、大規模な機関は毎年度実施しているが、比較的小さな機関は、2年に1度、2年分をまとめて行っており、例えば来年度の監査であれば、平成27年度分と28年度分の期中で行うとか、26年度分と27年度分の2年分をまとめて行う形で実施している。

局参事兼普通会計監査課長

重点検証は、平成28年度監査計画の中で定められるが、監査計画は明日の監査委員協議会で決定される。普通会計については、物品管理をテーマとして実施する予定である。

大震災後、保有する物品がふえているのではないかと思われ、また、以前、職員が線量計を持ち出したケースもあった。適正な物品管理が求められているので、物品の管理事務について、有効に活用されているかどうかも含め、重点的に検証を行う予定である。

企業会計監査課長

公営企業会計に対する監査に係る重点検証事項についてであるが、地方公営企業は、病院局と企業局の2つがあり、病院局は、窓口支払い等個人の個人に係る医業未収金の債権管理について、企業局は、固定資産、事業資産の管理が適切に行われているかについて、来年度は重点的に検証をする予定である。

宮川えみ子委員

職員数は25人だが、事業量との関係では、どのようにして効率化を図っているのか。事業量がふえているか減っているかも含めて聞く。

局参事兼監査総務課長

例えば建設事務所、農林事務所など規模の大きい機関には人数をふやす形にしている。震災後、事業費が増大しているいわき、相双地区には、通常、大きな事務所でも6名のところを7名配置したり、また、相馬港湾建設事務所、富岡土木事務所は、以前は1日だったのを2日体制にするなどの形をとって、事業規模に対応した人数を充てて対応している。

宮川えみ子委員

効率よくやるので、人数をふやすほどではないということか。

局参事兼監査総務課長

事務局の人員数をふやすのはなかなか難しい点もあるので、与えられた人数で、工夫しながら効率的に執行している。

西丸武進委員

平成27年度1年間を通して、事前監査を含めかなりの指導内容、指摘事項等があったと思うが、それに対する改善措置、処理てんまつを聞く。

局参事兼普通会計監査課長

平成27年度定期監査の普通会計分は全部で198機関実施し、明日実施される書面監査分を含め、指摘事項が13件、指導事項が29件、計42件の指摘・指導事項があった。

指摘事項等については、監査時に監査結果を通知して、翌月末までに、どういう処理をしたか報告を受け、局内の全員

参加の検討会で十分な検討を行い確認している。それを次年度の監査調査時にきちんと検証することで実効性を図っている。

企業会計監査課長

企業会計に係る監査結果について述べる。

監査対象は、企業局が本庁と出先各1機関の計2機関、病院局が、本局と矢吹、南会津、宮下の各病院、休院中の大野病院であり、全て監査を実施した。

その結果、企業局は、指摘・指導事項はなかったが、病院局は、全体で指摘事項が2件、指導事項が6件あり、処理てんまつについては、各部局から処理状況を報告させ、内容を精査し確認している。

(3月22日(火) 総務部)

宮川えみ子委員

1点目、特定機能病院とはどのような病院で、県内ではどの病院が該当するのか。

2点目、一般病床500床以上の地域医療支援病院とはどのような病院で、県内ではどの病院が該当するのか。

3点目、会津医療センターを県立医科大学と同じ扱いで値上げすることだが、会津医療センターは204床なので、義務化ではないことを確認したい。

4点目、法律では5,000円、再診はその半額となっており、消費税分は義務づけされていないと思うが、その点を確認したい。納税する義務があるのかどうか確認したい。

5点目、法律では実施時期が10月からとなっているが、なぜ今、追加議案として出てきたのか。

6点目、どのような場合に免除されるか聞く。

私学・法人課長

1点目、特定機能病院とは高度医療を担う病院であり、県内では県立医科大学附属病院のみである。

2点目、500床以上の地域医療支援病院とは、地域医療の支援を行う病院であり、200床以上の病院で一定の条件を満たす病院が指定を受けられる。県内では会津若松市の竹田総合病院、いわき市のいわき市立総合磐城共立病院の2病院である。

3点目、会津医療センターは一般病床204床で、今回の法的な義務づけには直接当たらないが、県立医科大学附属病院と一体であること、また、会津地域の中で、各医療機関の役割分担のもと高度医療を担い、地域完結型の医療を行っていくとの考え方から、今回の法改正の趣旨に合うと考えており、県立医科大学附属病院と同様に扱うものである。

4点目、法では消費税抜きの金額で義務化が示されているが、県立医科大学には納税義務があるので、消費税を乗せた金額にせざるを得ない。

5点目、10月実施との指摘があったが、法の趣旨は基本的に4月実施である。真にやむを得ない理由がある場合は、10月までの6カ月間経過措置を設けることになっている。やむを得ない理由とは、国からは、議会の議決が得られない場合と説明を受けている。法改正は以前にされていたが、金額の義務化について、厚生労働省令で示されたのが3月4日で、それから緊急に県立医科大学で意思決定した。今議会に提案できたので、やむを得ない理由には当たらないと判断した。

6点目、免除対象者は、救急患者、一部国の医療費負担が入る公費負担医療の対象患者、H I V感染者、検診で精密検査の指示があった患者、災害による被害者などである。

宮川えみ子委員

会津医療センターは、県の裁量によるもので、義務化ではないことを確認したい。
消費税の義務、納税の義務があるか確認したい。

私学・法人課長

会津医療センターについては、法改正による義務はない。
消費税は、法令で義務化されてはいないが、県立医科大学は納税が必要であるため、消費税を上乗せする必要がある。

宮川えみ子委員

初診料5,400円のうち400円は、国に納めることになるのか。

私学・法人課長

そのとおりである。